

## ○鹿児島県都市公園条例

昭和45年4月1日  
条例第19号

鹿児島県都市公園条例をここに公布する。

鹿児島県都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の規定に基づき、都市公園移動等円滑化基準について定めるものとする。

(平24条例64・一部改正)

(都市公園の設置基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(平24条例64・追加)

(県民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 県の区域内の都市公園の県民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

(平24条例64・追加)

(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 県が、主として運動の用に供することを目的とする都市公園又は一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、それぞれその特質に応じて県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 県が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園等前項に規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平24条例64・追加)

(公園施設の設置基準)

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(平24条例64・追加)

(公園施設の設置基準の特例)

第1条の6 県が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)についての都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10(当該建築物が活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第12条第1項の降灰防除地域に存する建築物(同号に規定する建築物のうち休養施設、運動施設又は教養施設である建築物に限る。以下「降灰防除地域内建築物」という。)である場合は100分の20)を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物(降灰防除地域内建築物を除く。)に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(平24条例64・追加)

(特定公園施設の設置基準)

第1条の7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、次に掲げるものとする。ただし、当該基準に適合させるた

めの措置と同等以上に高齢者、障害者等(同法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が安全かつ快適に特定公園施設(同条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)を利用できると知事が認める場合若しくは地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない事情により当該基準による特定公園施設の設置が困難であると知事が認める場合又は災害等のため一時使用する特定公園施設を設置する場合については、これによらないことができる。

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「移動等円滑化令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、[別表第1](#)に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、[別表第2](#)に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、[別表第3](#)に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (4) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂は、[別表第4](#)に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)として[別表第5](#)に掲げる基準に適合するものを設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (7) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、[別表第6](#)に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
- (9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、[別表第7](#)に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (10) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板について準用する。
- (11) 前各号の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1号の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(平24条例64・追加)

(設置、区域の変更及び廃止)

第2条 県は、次のとおり都市公園を設置する。

名称	所在地
吉野公園	鹿児島市
鴨池公園	〃
鴨池緑地公園	〃
谷山緑地	〃
石橋記念公園	〃
吹上浜海浜公園	南さつま市
北薩広域公園	薩摩郡さつま町
大隅広域公園	鹿屋市及び肝属郡肝付町

2 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(昭46条例14・昭50条例11・昭51条例55・昭53条例30・昭61条例42・平6条例11・平12条例74・平14条例33・平16条例70・平17条例64・平17条例86・平24条例64・一部改正)

(公園施設の管理の特例)

第2条の2 次に掲げる公園施設の管理について必要な事項は、この条例に定めるもののほか、別に条例で定める。

- (1) 鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設
- (2) 吹上浜海浜公園(平成17年11月6日現在における日置郡金峰町の区域に限る。)の研修・宿泊施設  
(平元条例20・全改, 平17条例86・一部改正)

(指定管理者による管理)

第2条の3 知事は、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に都市公園の管理(前条第2号に掲げる公園施設の管理を除く。)を行わせるものとする。

(平17条例64・全改)

(指定管理者が行う業務)

第2条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園施設の維持管理に関する業務
- (2) [第10条第1項](#)に規定する利用の制限に関する業務
- (3) [第11条](#)に規定する有料公園施設の利用の許可に関する業務
- (4) [鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例\(昭和46年鹿兒島県条例第19号。以下「鴨池条例」という。\)](#) [第3条](#)に規定する施設等の利用の許可等及び[鴨池条例第4条第1項](#)に規定する許可の取消し等に関する業務
- (5) [第11条第1項](#)に規定する有料公園施設及び[鴨池条例第3条](#)に規定する施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (6) 都市公園の利用の促進に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務  
(平17条例64・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第2条の5 指定管理者は、供用日及び供用時間の運用その他都市公園の管理については、この条例及び[鴨池条例](#)並びにこれらに基づく規則で定めるところにより、適正に行わなければならない。

(平17条例64・追加)

(公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項)

第3条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとする場合
  - ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)
  - イ 公園施設の種類及び数量
  - ウ 公園施設の設置目的
  - エ 公園施設の設置期間
  - オ 公園施設の設置場所
  - カ 公園施設の管理運営の方法
  - キ 公園施設の構造及び規模
  - ク 公園施設の設置工事の期間
  - ケ 公園施設の工事実施の方法
  - コ 都市公園の原状回復の方法
  - サ その他規則で定める事項
- (2) 公園施設を管理しようとする場合
  - ア 申請者の住所、氏名及び職業
  - イ 公園施設の種類、数量及び所在
  - ウ 公園施設の管理の目的
  - エ 公園施設の管理期間
  - オ 公園施設の管理運営の方法
  - カ その他規則で定める事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合
  - ア 申請者の住所、氏名及び職業
  - イ 変更しようとする事項
  - ウ 変更しようとする理由
  - エ その他規則で定める事項  
(平16条例70・一部改正)

(都市公園の占用許可の申請書の記載事項)

第4条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 工作物その他の物件(以下「物件」という。)の種類及び数量
- (3) 物件の管理方法
- (4) 物件の設置工事の方法

- (5) 物件の設置工事の期間
  - (6) 都市公園の原状回復の方法
  - (7) その他規則で定める事項
- (軽易な変更事項)

第5条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物件の内部の塗装又は外部の色彩を変えない塗装
  - (2) 物件の構造を変えない修繕
  - (3) 物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え
  - (4) 物件の占用目的に付随して行う物件の添加
- (昭51条例55・一部改正)

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第6条 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

2 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を廃止しようとするときは、廃止の日の10日前までに理由を付して知事に届け出なければならない。

(行為の禁止)

第7条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
  - (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
  - (3) 鳥獣魚介の類を捕獲し、又は殺傷すること。
  - (4) 広告宣伝をすること(次条第1項第5号から第7号までに掲げる行為で同項の許可を受けたものを除く。)
  - (5) 土地の形質を変更し、又は土石の類を採取すること。
  - (6) 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てること。
  - (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
  - (8) 指定された場所以外の場所に車馬等を乗り入れ、又は留め置くこと。
  - (9) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。
- (平5条例22・平9条例21・平16条例30・一部改正)

(行為の制限)

第8条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (4) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (5) 規則で定める都市公園において広告物を掲出すること。
- (6) 鴨池公園の電光掲示盤に広告を表示すること。
- (7) 鴨池公園の運動施設の壁面に広告を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(平5条例22・平9条例21・平16条例30・一部改正)

(許可の特例)

第9条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、都市公園の利用を拒むことができる。

- (1) 善良の風俗を害し、又は公共の秩序を乱すおそれのある者
- (2) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理上指定管理者が不相当と認める者

2 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止することができる。

(平17条例64・一部改正)

(有料公園施設)

第11条 有料公園施設(別表第8に掲げる公園施設、附属設備及び器具をいう。以下同じ。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に有料公園施設の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(平12条例74・平17条例64・平24条例64・一部改正)

(使用料等)

- 第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる別表に定めるところにより使用料又は占有料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

- (1) 法第5条第1項の許可を受けて公園施設を設置し、又は管理する者 別表第9
- (2) 法第6条第1項若しくは第3項又は第8条第1項の許可(同項第6号及び第7号に掲げる行為に係る許可を除く。)を受けて都市公園を占有する者 別表第10
- (3) 第8条第1項の許可を受けて鴨池公園の電光掲示盤に広告を表示する者 別表第11
- (4) 第8条第1項の許可を受けて鴨池公園の運動施設の壁面に広告を表示する者 別表第12

- 2 前項の使用料等の徴収方法は、規則で定めるところによる。
- 3 使用料等は、知事が認めた場合を除き、前納しなければならない。
- 4 既納の使用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となつたとき。
- (2) 公益上又は管理上の必要により許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が使用開始前に許可の取消しを申し出て、知事がこれを認めたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

(平9条例21・平16条例30・平16条例70・平17条例64・平24条例64・一部改正)

(利用料金)

- 第12条の2 第11条第1項の許可を受けて有料公園施設を利用する者は、指定管理者の定める利用料金を納めなければならない。

- 2 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
- 4 知事は、前項の規定により承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が有料公園施設を設けた都市公園と規模、形態等において類似の施設の同種の料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 前条第3項及び第4項並びに次条の規定は、第1項の規定により指定管理者が利用料金を收受する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用不能」とあるのは「利用不能」と、「使用開始前」とあるのは「利用開始前」と読み替えるものとする。

(平17条例64・追加)

(使用料等の減免)

- 第13条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(平17条例64・一部改正)

(保証人等)

- 第14条 知事は、公園施設の設置又は管理の許可に際し必要があると認めるときは、保証金を徴し、又は保証人を立てさせることができる。

- 2 前項の保証金の額、充当及び還付並びに保証人に関する事項については、規則で定めるところによる。

(権利の譲渡禁止等)

- 第15条 公園施設の設置若しくは管理の許可又は都市公園の占有の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は利用させてはならない。

(届出)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (3) 法第27条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。
- (4) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (5) 次条の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(平16条例70・一部改正)

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して第8条の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反した者
- (2) 第8条の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第8条の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第8条の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(保管した工作物等の公示)

第17条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等(法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の名称又は種類、形状及び数量
  - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日
  - (3) 当該工作物等の保管を始めた日及び保管の場所
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- 2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の規定により掲示された工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号に規定する期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を鹿兒島県公報に登載すること。

(平16条例70・追加)

(工作物等の価額の評価の方法等)

第17条の3 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

2 前条及び前項に定めるもののほか、保管した工作物等の売却手続その他の管理について必要な事項は、規則で定める。

(平16条例70・追加)

(監督処分に伴う損失の補償)

第18条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が、第17条第2項の規定により処分され、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(平16条例70・一部改正)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第19条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設に準用する。

(昭51条例55・平16条例70・一部改正)

(罰則)

第20条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第7条(前条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第8条第1項(前条において準用する場合を含む。)の許可を受けずに同条同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第17条第1項又は第2項(前条において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令に違反した者

(平7条例6・一部改正)

第21条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平12条例74・一部改正)

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第22条の2 法第5条の3の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、[第20条](#)から前条までの規定の適用については、知事とみなす。

(昭51条例55・追加)

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和45年5月規則第47号で、同45年5月15日から施行)

附 則(昭和46年3月17日条例第14号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年10月11日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月20日条例第11号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月24日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年10月18日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月28日条例第21号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月26日条例第21号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月23日条例第24号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月29日条例第27号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月28日条例第42号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月23日条例第18号)

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和62年7月規則第47号で、同62年7月19日から施行)

附 則(昭和63年3月28日条例第14号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2から別表第4までの改正規定は、平成元年4月1日から施行する。

(平成元年4月規則第35号で、同元年5月1日から施行)

附 則(平成2年3月28日条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年10月12日条例第34号)

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成2年10月規則第46号で、同2年10月28日から施行)

附 則(平成3年3月25日条例第15号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月27日条例第41号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月29日条例第22号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第11号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の1の表鴨池公園の項、鴨池緑地公園の項及び谷山緑地の項の改正規定、別表第2の2の表吉野公園の項及び吹上浜海浜公園の項の改正規定並びに別表第4吹上浜海浜公園の部バンガロー施設の項の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

(平成6年7月規則第44号で、同6年7月15日から施行。ただし、別表第1吹上浜海浜

公園の項に次のように加える改正規定、別表第4吹上浜海浜公園の部に次のように

加える改正規定及び同表備考3にただし書を加える改正規定は、同月24日から施行)

附 則(平成7年3月22日条例第6号)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月22日条例第22号)

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第4吹上浜海浜公園の部オートキャンプ施設の項、バンガロー施設の項及びテント施設の項の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

(平成7年8月規則第62号で、同7年8月10日から施行)

附 則(平成7年7月7日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月27日条例第26号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第21号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正後の鹿児島県都市公園条例別表第2、別表第3及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料及び占用料について適用し、同日前の許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月27日条例第28号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の鹿児島県都市公園条例別表第2及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月26日条例第25号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成11年3月規則第26号で、同11年4月24日から施行)

附 則(平成12年3月28日条例第74号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項の表に石橋記念公園の項を加える改正規定、第2条の3第1項の改正規定、別表第1及び別表第4に次のように加える改正規定(運動広場に係る部分を除く。)並びに別表第4備考の改正規定 公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日

(平成12年3月規則第84号で、同12年4月7日から施行。ただし、第2条第1項の表に石橋記念公園の項を加える改正規定及び第2条の3第1項の改正規定の施行期日は、同月25日から施行)

(2) 別表第1及び別表第4に次のように加える改正規定(運動広場に係る部分に限る。)

平成12年7月1日

2 改正後の鹿児島県都市公園条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月27日条例第30号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第1吹上浜海浜公園の項に次のように加える改正規定及び別表第4吹上浜海浜公園の部に次のように加える改正規定は、同月14日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の鹿児島県都市公園条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月29日条例第33号)

この条例は、平成14年4月20日から施行する。

附 則(平成15年3月25日条例第29号)

この条例は、平成15年4月18日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第30号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第4の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第64号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県都市公園条例第2条第1項の表の改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の鹿児島県都市公園条例及び第2条の規定による改正前の鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例(以下「旧条例」と総称する。)の規定により知事がした許可その他の行為又は旧条例の規定により知

事に対してされている許可の申請その他の行為は、第1条の規定による改正後の鹿児島県都市公園条例及び第2条の規定による改正後の鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例(以下「新条例」と総称する。)の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為又は新条例の相当規定により指定管理者に対してされた許可の申請その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年7月12日条例第86号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第4条、第8条、第10条、第13条、第15条、第18条、第20条、第22条、第24条から第26条まで、第28条から第31条まで、第33条及び第35条の規定 平成17年11月7日
- (3) 第1条、第16条、第19条及び第32条の規定 平成18年1月1日

附 則(平成23年3月22日条例第16号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用及び占用の期間に係る使用料及び占用料について適用し、施行日前の使用及び占用の期間に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成24年3月31日までの間における改正後の条例別表第3の規定の適用については、同表電柱その他これに類するものの項中「1,100円」とあるのは「1,300円」と、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「400円」とあるのは「520円」とする。

附 則(平成24年12月25日条例第64号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 別表第1(第1条の7関係)

(平24条例64・追加)

##### 園路及び広場の設置基準

- 1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 幅は、内法の<sup>のり</sup>を120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
  - (3) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、内法の<sup>のり</sup>を90センチメートル以上とすること。
  - (4) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。
  - (5) (6)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (6) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、5の基準に適合する傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。
- 2 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 幅は、内法の<sup>のり</sup>を180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすることができる。
  - (3) (4)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (4) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、5の基準に適合する傾斜路を併設すること。
  - (5) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
  - (6) 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合においては、途中に長さ180センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。
  - (7) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
  - (8) 園路に排水溝を設ける場合は、当該排水溝には、つえ及び車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。
- 3 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 幅は、内法の<sup>のり</sup>を120センチメートル以上とすること。

- (3) 手すりが両側に設けられていること。
- (4) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。
- (5) 階段の始終点及び高さ250センチメートル以内ごとに、踏幅120センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。
- (6) 回り段がないこと。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- (8) 階段の両側には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 4 階段を設ける場合は、5の基準に適合する傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- 5 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 幅は、内法のりを120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
  - (3) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
  - (4) 横断勾配は、設けないこと。
  - (5) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
  - (6) 手すりが両側に設けられていること。
  - (7) 傾斜路の両側には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 6 高齢者、障害者等の危険防止のため必要な場所には、柵、移動等円滑化令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の危険防止のための設備が設けられていること。
- 7 [第1条の7第2号](#)から[第8号](#)までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

#### 別表第2(第1条の7関係)

(平24条例64・追加)

##### 屋根付広場の設置基準

- 1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 幅は、内法のりを120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
  - (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、[別表第1](#)の5の基準に適合する傾斜路を併設すること。
- 2 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- 3 高齢者、障害者等の危険防止のため必要な箇所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の危険防止のための設備が設けられていること。

#### 別表第3(第1条の7関係)

(平24条例64・追加)

##### 休憩所の設置基準

- 1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 幅は、内法のりを120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
  - (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、[別表第1](#)の5の基準に適合する傾斜路を併設すること。
  - (4) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
- イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- 2 カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
  - 3 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
  - 4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、[別表第6](#)の4から8までの基準に適合するものであること。
  - 5 高齢者、障害者等の危険防止のため必要な箇所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の危険防止のための設備が設けられていること。

#### [別表第4](#)(第1条の7関係)

(平24条例64・追加)

##### 野外劇場及び野外音楽堂の設置基準

- 1 出入口は、[別表第2](#)の1の基準に適合するものであること。
- 2 出入口と3の車椅子使用者用観覧スペース及び4の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 幅は、内法のりを120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、80センチメートル以上とすることができる。
  - (3) (4)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (4) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、[別表第1](#)の5の基準に適合する傾斜路を併設すること。
  - (5) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
  - (6) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
  - (7) 高齢者、障害者等の危険防止のため必要な箇所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の危険防止のための設備が設けられていること。
- 3 当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)が設けられていること。
- 4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、[別表第6](#)の4から8までの基準に適合するものであること。
- 5 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
  - (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
  - (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

#### [別表第5](#)(第1条の7関係)

(平24条例64・追加)

##### 車椅子使用者用駐車施設の設置基準

- 1 駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設が設けられていること。
- 2 車椅子使用者用駐車施設は、[別表第1](#)の2の基準に適合する通路に接続する同表の1の基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられていること。
- 3 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 4 幅は、350センチメートル以上とすること。
- 5 車椅子使用者用駐車施設又はその付近の高齢者、障害者等が見やすい位置に、車椅子使用者用駐車施設である旨を表示する標識が設けられていること。
- 6 高齢者、障害者等の危険防止のため必要な箇所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の危険防止のための設備が設けられていること。

#### [別表第6](#)(第1条の7関係)

(平24条例64・追加)

## 便所の設置基準

- 1 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 2 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。
- 3 2の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- 4 便所のうち1以上は、1から3までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
  - (1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
  - (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 5 4の(1)の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - ア 幅は、内法の<sup>のり</sup>を80センチメートル以上とすること。
    - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
    - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、[別表第1](#)の5の基準に適合する傾斜路を併設すること。
    - エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
    - オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
      - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
      - (イ) 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
    - (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
    - (3) 次に掲げる基準に適合する洗面器が1以上設けられていること。
      - ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さに設けられ、かつ、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。
      - イ 周囲に手すりが設けられていること。
      - ウ 水洗器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易なものであること。
      - エ 洗面器の上部に鏡を設ける場合においては、車椅子使用者の利用に配慮した高さとする。
  - (2) 4の(1)の便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
    - (2) 人工肛<sup>こう</sup>門及び人工ぼうこうの保有者のための洗浄設備が設けられていること。
    - (3) 非常用通報装置が設けられ、その旨が点字により表示されていること。
    - (4) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
    - (5) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
    - (6) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。
- 7 5の(1)のア及びオ並びに(2)の規定は、6の便房について準用する。
- 8 5の(1)のアからウまで及びオ、(2)並びに(3)並びに6の(2)から(6)までの規定は、4の(2)の便所について準用する。この場合において、6の(4)中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

[別表第7](#)(第1条の7関係)

(平24条例64・追加)

## 標識の設置基準

- 1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 2 当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。

[別表第8](#)(第11条関係)

(昭49条例45・昭50条例11・昭61条例42・昭62条例18・平4条例41・平6条例11・平7条例22・平11条例25・平12条例74・平13条例30・平14条例33・平15条例29・平16条例30・一部改正、平24条例64・旧別表第1繰下)

## 有料公園施設

公園名	有料公園施設名
吉野公園	催し場
	運動芝生広場

吹上浜海浜公園	運動広場
	プール
	オートキャンプ施設
	バンガロー施設
	テント施設
	テント広場
	自転車
	ローラースケート場
	インラインスケート
	プロテクター
	実習室
	北薩広域公園
バンガロー施設	
テント広場	
運動広場	
大隅広域公園	オートキャンプ施設
	バンガロー施設
	テント広場
	ゴーカート
	体育館
	屋内人工芝コート
	体育館照明
	屋内人工芝コート照明
	研修室
運動広場	

## 別表第9(第12条関係)

(昭60条例27・全改, 昭61条例42・昭62条例18・平元条例20・平2条例34・平3条例15・平6条例11・平9条例21・平10条例28・平14条例33・平23条例16・一部改正, 平24条例64・旧別表第2繰下)

## 1 土地の使用料

公園名	単位	金額
吉野公園	1平方メートル 1月	70円
鴨池公園	1平方メートル 1月	160円
鴨池緑地公園	1平方メートル 1月	160円
谷山緑地	1平方メートル 1月	160円
石橋記念公園	1平方メートル 1月	160円
吹上浜海浜公園	1平方メートル 1月	40円
北薩広域公園	1平方メートル 1月	40円
大隅広域公園	1平方メートル 1月	30円

## 備考

1 使用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは, その端数を1平方メートルとして計算する。

2 使用の期間に1月未満の端数があるときは, その端数を1月として計算する。

## 2 公園施設の使用料

公園名	施設の名称	単位	金額
吉野公園	レストハウス	1箇所 1月	144,700円

鴨池公園	陸上競技場軽食堂	1箇所 1月	37,800円
吹上浜海浜公園	売店(プールサイドの売店を除く。)	1箇所 1月	29,400円
	プールサイドの売店	1箇所 1月	17,040円
北薩広域公園	軽食堂	1箇所 1月	70,400円
	売店	1箇所 1月	27,300円
	茶屋	1箇所 1月	18,000円
大隅広域公園	売店	1箇所 1月	49,770円

備考 使用の期間に1月未満の端数があるときは、日割をもつて計算する。この場合において、1件の使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を100円として計算する。

#### 別表第10(第12条関係)

(昭60条例27・全改, 昭63条例14・平元条例20・平3条例15・平5条例22・平9条例21・平16条例30・平23条例16・一部改正, 平24条例64・旧別表第3繰下)

#### 都市公園の占用料

占用種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの	1本 1年	1,100円
水道管, 下水道管, ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートル 1年	400円
常時業として行う写真撮影	撮影機1台 1月	5,420円
広告物の掲出	表示面積1平方メートル 1日	1,680円
その他の占用	占用面積1平方メートル 1日	70円

備考

- 1 占用物件の長さ1メートル未満の端数があるとき、又は表示面積若しくは占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1メートル又は1平方メートルとして計算する。
- 2 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算する。この場合において、1月に満たない期間があるときは、その期間を1月として計算し、1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 3 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間に1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算する。
- 4 占用料の額が日額で定められている占用物件に係る占用の期間に1日未満の端数があるときは、その端数を1日として計算する。
- 5 その他の占用のうち、法第6条第1項及び第3項の許可に係るもの(第8条第1項各号(第6号及び第7号を除く。))の行為に係るものを除く。)で占用の期間が1月に満たないもの並びに第8条第1項各号(第6号及び第7号を除く。))の行為に係るものについては、この表並びに1及び4の規定により算定した額に1.05を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を当該占用料の額とする。

#### 別表第11(第12条関係)

(平9条例21・追加, 平17条例64・旧別表第5繰上, 平24条例64・旧別表第4繰下)

#### 鴨池公園の電光掲示盤への広告の表示に係る使用料

単位	金額
1件1日につき	48,300円

備考 使用の期間に1日未満の端数があるときは、その端数を1日として計算する。

#### 別表第12(第12条関係)

(平16条例30・追加, 平17条例64・旧別表第6繰上, 平24条例64・旧別表第5繰下)

#### 鴨池公園の運動施設の壁面への広告の表示に係る使用料

区分	単位	金額
鹿兒島県立鴨池陸上競技場	1面 1年	198,000円

鹿児島県立鴨池野球場(内野)	1面 1年	330,000円
鹿児島県立鴨池野球場(外野)	1面 1年	540,000円

## 備考

- 1 1面は、鹿児島県立鴨池陸上競技場にあつては縦の長さ0.9メートル横の長さ10.0メートルとし、鹿児島県立鴨池野球場にあつては縦の長さ1.5メートル横の長さ10.0メートルとする。
- 2 表示場所は、鹿児島県立鴨池陸上競技場にあつてはグラウンド内壁のフェンスとし、鹿児島県立鴨池野球場にあつてはグラウンド内壁のラバーフェンスとする。
- 3 使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算する。この場合において、1月に満たない期間があるときは、その期間を1月として計算し、1件の使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。